（業務委託契約等、指定管理協定用）

**みよし市公契約条例に関するお知らせ**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 業務場所 |  |
| 履行期間 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |

　この業務にはみよし市公契約条例が適用され、この業務に従事する労働者等に対して、市が定める労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと、また、労働報酬下限額以上の賃金が支払われていない場合又は賃金・請負代金が支払われていない場合に、市長等又は事業者に申出ができること等が規定されています。

**●労働者等の範囲**

（１）適用を受ける労働者等

|  |
| --- |
| 事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等） |

※特定公契約に従事する労働者であれば、契約の相手方である受注者に雇用される労働者だけではなく、下請負者や再委託者に雇用される労働者に対しても適用されます。

（２）適用されない労働者

|  |
| --- |
| 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 |
| 労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） |
| 特定公契約に係る業務に従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） |

**●労働報酬下限額**

　　特定公契約の職種及び内容に応じて、労働者に支払われるべき１時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

※最低賃金法第７条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）、特定公契約に従事した時間が１箇月当たり３０分未満の者については、労働報酬下限額の対象とはなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | １，０８１円 |

**●申出をする場合**

　労働報酬下限額以上の賃金が支払われていない、又は賃金等が支払われていない場合は、市長等又は事業者に申し出ることができます。なお、申出をしたことを理由として、不利益な取り扱いは受けません。

**◎みよし市役所問合せ先**

**みよし市総務部総務課　電話：０５６１－３２―８００６**

**メールアドレス：**[**keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp**](mailto:keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)